

令和2年4月10日

学生の皆さん並びに教員各位

学 生 主 事

新入生に対するクラブ勧誘活動について

4月8日付メール(学生-003)で学生の皆さんに向けて、「クラブ活動については、次のとおり対応してください。

- 1) 3密を避けるため集まらずにネットで相談しポスターを作成すること。
- 2) WEBで発信できるよう、集まらずにネットで相談すること。」とお知らせしました。

これに対して、「いつから行ってよいのか、対面しないのであれば、勧誘活動を開始してよいのか」という質問がありました。

学生委員会で審議した結果は、次のとおりでございます。

直接対面しないでネットマナーに反しない範囲で、「オンライン」による「勧誘活動」や「通常活動」、「入部届の提出」等は許可します。

また、本校ホームページ上にクラブ紹介欄を開設します。

ここにポスターを掲載する場合に、「許可が得られた部員以外の写真を使わないようにし、著作権や肖像権に抵触しない」ようにしてください。